



2026年5月25日

各 位

会 社 名 三菱電機株式会社
代 表 者 名 執行役社長 漆間 啓
(コード番号 6503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 広報部長 高橋 真倫子
(TEL 03-3218-2111)

当社執行役等に対する業績連動型株式報酬制度への追加拠出及び 当社幹部従業員を対象とした株式交付制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年5月21日開催の報酬委員会及び本日開催の執行役会議において、当社の執行役及び上席執行役員（以下、「執行役等」という）を対象とする役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP 信託」という）を活用した業績連動型株式報酬制度（以下、「BIP 信託制度」という）への追加拠出を決定しました。また、本日開催の執行役会議において、当社の一定の要件を満たす幹部従業員（以下、「対象従業員」という）を対象とする株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「ESOP 信託」という）を活用した株式交付制度（以下、「ESOP 信託制度」という）を導入し、2027年度から運用開始することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、今般の追加拠出及び導入に伴う BIP 信託・ESOP 信託の株式取得方法は、自己株式処分の方法によることとしており、詳細につきましては、2026年5月25日付で公表いたしました「役員報酬 BIP 信託の延長及び株式付与 ESOP 信託の導入にかかる自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 両制度の目的

両制度は、執行役等及び対象従業員の当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意識及び株主の皆様との価値共有意識を高めることを目的とした中長期インセンティブ制度です。

2. 両制度の概要

執行役等を対象とした業績連動型株式報酬は、役員報酬 BIP 信託の仕組みを採用しています。BIP 信託制度は、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という）を、執行役等に交付及び給付（以下、「交付等」という）するものです。

対象従業員に適用する株式交付制度は、株式付与 ESOP 信託と称される仕組みを採用します。ESOP 信託制度は、米国の ESOP 制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、ESOP 信託が取得した当社株式等を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を満たす対象従業員に交付等するものです（ただし、下記3のとおり、交付する株式については、退職時までの譲渡制限を付すものとします）。

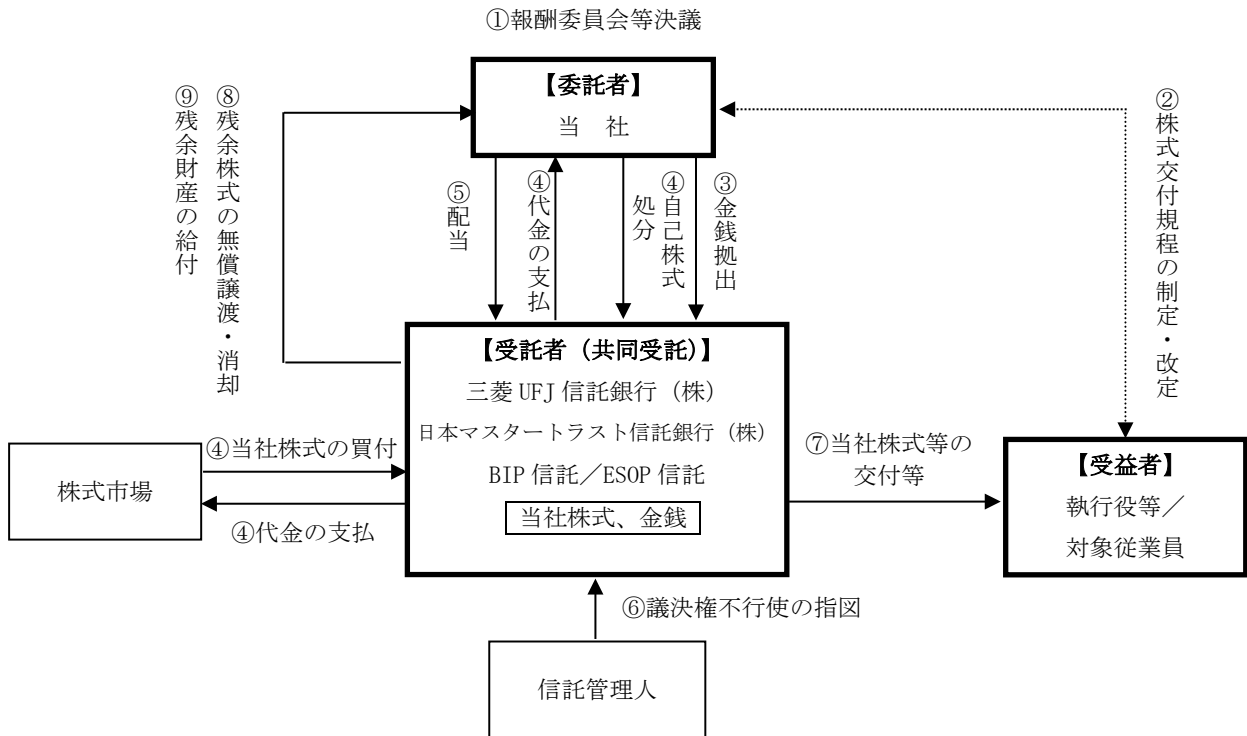
3. 新たに導入する ESOP 信託制度の詳細

当社が対象従業員のうち一定の要件を満たす者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託（以下、「本 ESOP 信託」という）を設定します。本 ESOP 信託は予め定める株式交付規程に基づき対象従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。その後、本 ESOP 信託は、株式交付規程に従い、毎事業年度の職位等に応じて、当社株式を毎年交付します。交付された株式は譲渡制限が課され、原則として、退職時に

譲渡制限が解除されます。なお、本 ESOP 信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、対象従業員の負担はありません。

ESOP 信託制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、当社グループ全体の中長期的な業績と企業価値向上に対する貢献意欲の促進及びロイヤルティの向上効果が期待できます。

4. BIP 信託・ESOP 信託の仕組み



- ① 当社は指名委員会等設置会社であるため、BIP 信託制度の改定については、報酬委員会等において決議を行っています。また、ESOP 信託制度の導入については、執行役会議の決議等必要な手続を行います。
- ② 当社は BIP 信託制度の改定に関して報酬委員会等において役員報酬に係る株式交付規程を改定します。また、執行役会議等において ESOP 信託制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は報酬委員会・執行役会議等で決定した範囲内で金銭を信託へ拠出し、受益者要件を充足する執行役等や対象従業員（以下、両者を併せて「制度対象者」という）が受益者となる本 BIP 信託・本 ESOP 信託（以下、2つを併せて「本信託」という）を延長・設定します。
- ④ 受託者（本信託）は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、制度対象者に一定のポイント数が付与されます。BIP 信託制度において一定の受益者要件を満たす制度対象者は、毎年及び信託期間満了時に、当社の株式交付規程に従い、当該ポイント数に応じた当社株式、一定割合の当社株式を換価して得られる金銭及び給付配当金を受領します。また、ESOP 信託制度において一定の受益者要件を満たす制度対象者は、毎年、当社の株式交付規程に従い、当該ポイント数に応じた当社株式を受領します。
- ⑧ 本信託の延長・設定時に受益者要件を充足していた制度対象者の一部が受益者とならなかった場合など、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、

両制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれ無償で取得した上で、その消却を行う予定です。

- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注 1) 受益者要件を充足する制度対象者への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、報酬委員会・執行役員等で決定した株式取得資金の範囲内、かつ、上限交付株数の範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(注 2) 上記に記載した事項以外の BIP 信託制度の詳細につきましては、2025 年 11 月 4 日に「当社執行役等に対する業績連動型株式報酬制度への追加拠出に関するお知らせ※1」で開示しております。

※1 <https://www.mitsubishielectric.co.jp/ja/pr/2025/pdf/1104-b.pdf>

5. 信託契約の内容

	BIP 信託	ESOP 信託
(1) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(2) 信託の目的	執行役等に対するインセンティブの付与	対象従業員に対するインセンティブの付与
(3) 委託者	当社	
(4) 受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
(5) 受益者	執行役等のうち受益者要件を充足する者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
(6) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
(7) 信託契約日	2026 年 6 月 9 日（予定）	2026 年 6 月 9 日（予定）
(8) 信託の期間	2026 年 6 月 9 日～2029 年 8 月末日（予定）	2026 年 6 月 9 日～2030 年 8 月末日（予定）
(9) 信託金の予定金額	1,603,584 千円※2 ※3 (参考) 執行役等の 2026 年度株式報酬額 執行役分：1,084,933 千円※4 上席執行役員分：470,863 千円※4	1,637,110 千円
(10) 取得株式の種類	当社普通株式	
(11) 株式の取得方法	自己株式の処分により取得	
(12) 株式の取得時期	2026 年 6 月 12 日（予定）	
(13) 帰属権利者	当社	
(14) 議決権行使	行使しないものとします。	
(15) 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

※2 信託金の予定金額には、既存の BIP 信託から承継する残余財産を含みます。

※3 信託金の予定金額には信託報酬・信託費用が含まれるため、執行役等の株式報酬額の合計とは一致しません。

※4 PSU (Performance Share Unit) 支給率が最大 (200%) となる場合の PSU 部分の株式報酬額と RSU (Restricted Stock Unit) 部分の株式報酬額の合計額を記載しています。

以 上